

告示

埼玉県告示第二百六十九号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ N―（四―フルオロフェニル）―N―〔一―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル〕フラン―二―カルボキシアミド（通称名 para―Fluorofurfanylfentanyl、四F―furfanylfentanyl、四F―Furf）及びその塩類
- ロ N―エチル―N―メチルトリプタミン（通称名 MET）及びその塩類
- ハ （八R）―N・N―ジエチル―六―メチル―一―ペンタノイル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名 V―LSD）及びその塩類
- ニ 一―〔一―（三―メチルフェニル）シクロヘキシル〕ピロリジン（通称名三―Me―PCPy、三―methyl―PCPy、三―Merolicyclidine、三―methylrolicyclidine）及びその塩類

二 効力発生の日

令和五年三月十一日